

JA おいしいものがみ高温・干ばつ災害対策本部設置要領

1. 目的

当JA管内では、記録的な高温、干ばつなどの気象災害により、農作物に被害が発生し、被災農家の農業経営に甚大な影響を及ぼしている。そのため、これら気象に起因する自然災害に備えるとともに、被災農家の支援対策を目的とし、本要領を定める。

2. 対策本部の設置

自然災害への迅速な対応をはかるため、JAおいしいものがみ高温・干ばつ災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

3. 事業内容

対策本部は上記目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被害状況の確認及び把握
- (2) 被害農家支援対策の実施
- (3) 栽培管理情報等の提供
- (4) 関係機関との情報共有および支援要請
- (5) その他目的達成のために必要な事項

4. 構成・運営

対策本部は次により構成する。

- (1) 対策本部は代表理事組合長、代表理事専務、常務理事、専門委員会委員長、常勤監事、各部長をもって構成する。
- (2) 本部長には代表理事組合長、副本部長には代表理事専務がこれにあたる。
- (3) 対策本部の事務局には企画管理部及び営農販売部がこれにあたる。
- (4) 本部長は必要に応じ、本部員以外の者にも出席を求め、報告・意見を聴くことができるものとする。

5. 予算

- (1) 農畜産物の早期復旧、生産に向けた営農指導、資材提供等、次の事項に係る費用について予算執行することとし、その使途及び金額については本部長に一任する。
 - ①販売物の収穫や集出荷に障害をきたす場合の支援対策
 - ②販売物再生産に向けた支援対策
 - ③その他本部長が必要と認める事項
- (2) 農作物被害については、行政並びに県中央会、農林中央金庫、全共連県本部及び全農山形県本部等と連携し適宜対応する。
- (3) 収入減少に伴う経済支援に係る資金融資については別途定める。

6. 理事会への報告

対策本部において協議・決定した事項については理事会に報告するものとする。

7. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については本部長が決する。

附 則

この要領は令和5年8月28日より施行する。